

1 総論	
営業時間短縮要請は何に基づくものか？	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき要請するものです。
営業時間短縮要請の期間は？	<p>(当初の期間) 令和3年8月10日(火)から8月23日(月)まで(14日間)</p> <p>(延長期間) 令和3年8月24日(火)から9月6日(月)まで(14日間)</p> <p>(再延長期間) 令和3年9月7日(火)から9月12日(日)まで(6日間)</p>
営業時間短縮要請の対象区域、対象施設は？	<p>【対象区域】 県下全域</p> <p>【対象施設】 食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店及び遊興施設(飲食スペースを有するもの)</p> <p>ただし、以下の店舗は対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テイクアウトやデリバリー専門店 「2 営業時間短縮要請(対象施設)」を参照</li> <li>・移動販売車による営業店舗 「2 営業時間短縮要請(対象施設)」を参照</li> <li>・自動販売機(自動販売機で調理を行うホットスナックなど)</li> <li>・イートインスペースを有するスーパーマーケットやコンビニエンスストア</li> </ul>
営業時間短縮要請の内容は？	<p>対象施設に対して午後8時までの営業時間短縮を要請します。 (酒類の提供は午後7時まで)</p> <p>ただし、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度( )」において認証を受けている店舗(以下「認証店」)については、午後9時までの営業時間短縮(酒類提供は午後8時まで)を要請します。</p> <p>認証店に関する取扱については、「4 認証店の取扱」を参照ください。 「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の詳細は以下からご確認ください。 <a href="https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anzen-anshin/shokunoanzen-anshin/ninsyou/">https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anzen-anshin/shokunoanzen-anshin/ninsyou/</a></p>

2 営業時間短縮要請(対象施設)	
酒類の提供を行わない場合も対象になりますか？	酒類の提供を行わない飲食店も対象になります。
インターネットカフェやマンガ喫茶は対象になりますか？	インターネットカフェ、マンガ喫茶のうち、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、対象になりません。
インターネットカフェの中にあるカラオケボックスは対象になりますか？	営業許可にカラオケボックス部分が含まれ、他のスペースと明確に区分できるのであれば、対象になります。
ホテル・旅館内のレストランや宴会場は対象になりますか？	ホテル・旅館内のレストランや宴会場は、宿泊客のみが利用する場合、対象になりません。ただし、宿泊客以外の方も利用できる場合は、対象となります。 この場合、宿泊客の利用と宿泊客以外の利用を明確に区分できるのであれば、宿泊客のみを対象に20時(認証店は21時)以降営業することも可能です。
テイクアウト店や車両による移動式の飲食店は対象になりますか？	原則、対象になりません。 ただし、日頃からテーブルやイスを設置し飲食スペースを設けている場合は、店舗の売上金額や件数等において、飲食スペースが主であれば、要請の対象となります。(「仮設1号」、「仮設2号」、「仮設3号」、「臨時」、「季節営業」、「仮設営業」の営業許可は対象外。個々の許可の内容については、保健所等にご確認ください。)飲食スペースとテイクアウトでは消費税率が異なるので、例えば、帳簿の消費税などを参考に、どちらが主か判断してください。
店舗型の飲食店なのですが、屋外(テラス席)にのみ常設の飲食スペースがある場合は、対象になりますか？	テラス席などの屋外スペースで客が飲食することが通常の営業形態である店舗も対象です。 ただし、公道など許可を得ていない屋外スペースで営業を行っている場合などは対象外となります。
イートインコーナーがある大型スーパー店やコンビニエンスストアは対象になりますか？	対象になりません。 今回の営業時間短縮要請の対象となる飲食店とは、その店舗で調理した食品を客が飲食するために利用することを主とする施設です。スーパー等のイートインスペースは、その店舗で販売される商品の飲食のための利用が主となることから対象施設とはなりません。

3 時短協力金	
協力金の申請方法や申請受付窓口は？	<p>要請期間の延長に伴い、申請方法や受付期間は、それぞれで異なります。</p> <p>【 8月10日から8月23日の要請期間分】 申請受付窓口は店舗が所在する市町となります。<b>受付準備が整った市町から</b>順次県ホームページでお知らせしております。</p> <p>【 8月24日から9月6日の要請期間分】 申請受付窓口は店舗が所在する市町となります。詳細につきましては、9月上旬頃に県ホームページ等でお知らせを予定しておりますが、可能な限り早くお知らせできるよう準備してまいります。</p> <p>【 9月7日から9月12日の要請期間分】 申請受付窓口は店舗が所在する市町となります。詳細につきましては、9月中旬頃までに県ホームページ等でお知らせを予定しておりますが、可能な限り早くお知らせできるよう準備してまいります。</p>
協力金の額はどのように決まりますか？	<p>店舗の事業規模(売上高)に応じて、協力金の額が決まります。おおむね以下のとおりです。 なお、「8月10日から8月23日の要請期間分(14日間)」「8月24日から9月6日の要請期間分(14日間)」「9月7日から9月12日の要請期間分(6日間)」それぞれで算定します。 <b>各要請期間の取扱いについては、申請先の市町によって対応が異なる場合があります。</b></p> <p>【中小企業(個人事業主含む)】 1店舗あたり (2.5～7.5万円)×要請期間〔日数〕</p> <p>【大企業】 1店舗あたり (売上高減少額/日×0.4)×要請期間〔日数〕 ただし、の上限は「20万円/日」又は 「前年度または前々年度の1日あたりの売上高/日×0.3」のいずれか低い方</p>
協力金の申請に必要な書類はどのようなものがあるか？	<p>詳細については、各市町の申請書類で確認いただく必要がありますが、以下の書類などを想定しており、ご準備をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○飲食営業を夜8時までに終了することを告知するチラシ(参考はHPに掲載しています)などを店舗入り口に貼っている写真等 店舗名(屋号等)がわかる外観の写真 店内(飲食スペース)の写真</li> <li>○振込先口座の通帳の写し 飲食店・喫茶店営業許可証の写し その他必要となる書類</li> </ul>

<p>本店・本社が県外の場合でも、県内に店舗があれば支給の対象になりますか？</p>	<p>対象になります。</p>
<p>大企業も支給の対象になりますか？</p>	<p>対象になります。</p>
<p>8月10日(8月24日又は9月7日)から営業時間の短縮ができなかった場合、協力金の支給対象とはならないのですか？</p>	<p>対象になりません。 各要請期間の全期間で営業時間の短縮にご協力いただいた場合のみ、対象になります。 なお、「要請期間」の取扱いについては各市町でそれぞれ異なる場合があるため、申請書類等でご確認願います。</p>
<p>通常の営業時間が朝11時から夜10時までの酒類を提供する飲食店です。酒類の提供を夜7時までに時間短縮すれば、営業を夜10時まで続けても、協力金の支給対象になりますか？</p>	<p>対象になりません。 酒類の提供を夜7時までに短縮しても、営業を夜8時までに短縮していただければ協力金の支給対象となりません。</p>
<p>通常の営業時間が朝10時から夜7時までの飲食店です。期間中、完全休業したら時間短縮営業に対する協力金の支給対象になりますか？</p>	<p>対象になりません。 通常の営業時間が、今回の時間短縮営業(朝5時から夜8時まで)内であれば対象になりません。</p>
<p>通常の営業時間が夜8時から翌朝2時までの飲食店です。営業時間を短縮することができませんが、休業したら協力金の支給対象になりますか？</p>	<p>夜8時から翌朝5時までの営業を自粛をしているので、協力金の支給対象になります。</p>
<p>一般営業は夜6時までですが、予約営業は夜8時以降もしています。この場合、夜8時以降の予約営業を自粛すれば支給の対象になりますか？</p>	<p>通常の形態として、令和2年11月以降において夜8時以降に営業していた実績がある場合、夜8時から翌朝5時までの間の予約営業の自粛にご協力いただけるのであれば、支給対象となります。</p>
<p>感染対策のため、既に自主的に夜8時までの時間短縮営業(又は休業)をしていますが、支給の対象となりますか？</p>	<p>原則、本県における第3波到来の兆しが見られた12月以降、感染対策のため自主的に休業・時間短縮営業をされている場合であって、今回の要請期間も休業・時間短縮営業を継続する場合は対象となります。</p>
<p>毎週日曜日が定休日の酒類を提供する飲食店です。8月24日から9月12日まで営業時間を短縮した場合、期間中定休日がある3日分の協力金相当額が減額されますか？</p>	<p>減額されません。 期間中に定休日が含まれていても、全期間を通じて要請に応じていただければ、「店舗ごとに算定される1日あたりの金額」×「全期間の日数」が支給されます。</p>

<p>9月7日から休業する予定ですが、<b>予約対応等のため9月11日から12日</b>に午後8時以降に一時営業しても、協力金の支給対象になりますか？</p>	<p>対象になりません。 各要請期間の全期間で営業時間の短縮にご協力いただいた場合のみ、対象になります。 なお、「要請期間」の取扱いについては各市町でそれぞれ異なる場合があるため、申請書類等でご確認願います。</p>
<p>レストランを夜8時で閉店し、その後はテイクアウトサービスのみ営業を続けた場合は支給の対象になりますか？</p>	<p>対象になります。 要請の対象であるレストラン内での営業を夜8時まで(酒類提供は夜7時まで)としていただければ、その後テイクアウトサービスを営業されても支給の対象となります。</p>
<p>複数の店舗を有していますが、店舗の数ごとに協力金が支給されますか？また、全ての店舗が要請に応じないと支給されませんか？</p>	<p>要請に応じていただいた店舗ごとに支給されます。</p>
<p>9月6日から翌7日の午前0時以降にかけて営業している店舗です。 この場合、9月7日の午前0時から午前5時まで営業を自粛しないと支給の対象とならないのですか？</p>	<p>9月6日から引き続き翌7日午前0時から午前5時までの営業は、9月6日の営業の延長と考えます。 このため、9月7日の夜8時以降の時間短縮営業にご協力いただける場合、対象となります。</p>

4 認証店の取扱	
認証店においても今回の時短要請の対象になりますか？	要請の対象です。 営業時間を午後9時までに短縮(酒類提供は午後8時まで)いただいた場合は、協力金の対象となります。 認証を受けていない店舗は、営業時間を午後8時まで(酒類提供は午後7時まで)に短縮した場合が対象。
認証制度の申請書類を提出しているが、まだ認証が決定したという連絡が無い。短縮は何時まで行えばよいのか？	認証が決定したら、認証店として県ホームページ、チームナガサキセーフティのホームページに掲載し、その旨電話連絡します。同日、申請者に「認証決定通知書」「認証ステッカー」を発送しますので、ステッカーを店舗に掲示した日から、午後9時までの時短営業が可能となります。それまでは、午後8時(酒類の提供は午後7時)までの時短営業をお願いします。 なお、ステッカーについては利用者の目につきやすい店舗入口等に掲示してください。  県HP <a href="https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anzhen-anshin/shokunoanzen-anshin/ninsyou/">https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anzhen-anshin/shokunoanzen-anshin/ninsyou/</a> チームナガサキセーフティHP <a href="https://www.nagasaki-safety.jp/?area=&amp;genre=food&amp;s=">https://www.nagasaki-safety.jp/?area=&amp;genre=food&amp;s=</a>
認証を受けている飲食店で通常の営業時間が午前11時から午後9時までの店舗です。9時まで営業可能となると、短縮営業にならないが、協力金の支給対象になりますか？	認証店のうち、通常営業時間が午後8時をこえ、午後9時以内の店舗については、午後8時まで(酒類の提供は午後7時まで)の営業時間短縮を行った場合、協力金の対象となります。 通常営業が午後9時までの店舗が、午後9時で営業を終了しても、協力金の対象にはなりません。
宿泊施設における認証制度を取得している施設ですが、施設内の店舗などは午後9時までの営業としてよいのか？	飲食店にかかる認証基準と宿泊施設にかかる認証基準が異なるため、今回の要請においては、午後8時まで(酒類の提供は午後7時まで)の営業時間短縮をお願いします。
雲仙市独自の認証制度を取得している飲食店ですが、午後9時までの営業としてよいのか？	県が定める飲食店の認証基準と雲仙市が定める飲食店の認証基準が異なるため、今回の要請においては、午後8時まで(酒類の提供は午後7時まで)の営業時間短縮をお願いします。